

令和2年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名: 東山第二学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針をもとに、年間事業計画を職員で検討して立てている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	児童の健全育成を図る事業であることを理解している。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○育成支援の目的を理解し、子どもたちが主体的に生活できるように、基本的な生活習慣を大事にし、学童の運営にあたっている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者とは、連絡帳で日々の様子の伝えあい、個人面談・保護者会を実施し、子どものことを考える機会としている。学校とは、何か子どものトラブルが起きた時は、すぐに連絡を取りあい対応をしている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○役割を理解し、研修等にも参加し、日々子どもたちに良い保育環境を整えられるように努めている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○職員は、自己研鑽に努め、児童一人ひとりの人格を尊重し、児童の育成支援の充実を図っている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○保護者対応などで信頼関係を築いていくために、職員倫理を自覚して、育成支援の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実を努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	職員間で、要望や苦情等の情報はすぐに共有し、迅速な対応に努めている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○日常の子ども様子を伝えあい、日々の保育の振り返りを行うことで、職員集団として事業内容の向上に努めている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ホームページでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの成長発達に応じた生活体験や遊びを考え、一人ひとりの状態をとらえて、育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○育成支援の内容を理解し、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにするよう努力している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○育成支援の留意点を理解し、年間事業計画をもとに日々の保育を行なっている。保護者と連携を取りながら、子どもたちが進んで学童保育クラブに通えるように支援している。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○障害児対応部会、障害児対応連絡会等で検討された内容を踏まえ、検討し受け入れを行っている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○障害のある子どもの特性を踏まえ、他児との関わりを持ちながら共に成長できるように、必要な保育内容、環境を整えて支援している。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○連携を必要とするケースについては、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連絡を取り合い、対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○特別な支援が必要な子どもへの対応については、子どもの家庭環境等にも配慮しながら、支援を行っている。必要に応じて、子ども家庭支援センター等の他機関にもつなげて連携を取っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持を厳守している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○出席予定の児童が登所していない場合、児童の保護者に電話で確認をしている。子どもの様子などは、日々の連絡帳、クラブ便り、保護者会や個人面談で情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛け、保護者の気持ちを受け止めている。保護者がお迎えに来た場合は、直接子どもの様子を伝えている。保護者からの要望があった場合は、必要に応じて面談等を行なっている。また、日々の様子を見てもらう「保育参観」もやっている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○今年度は、新型コロナウイルス感染症予防対応で、保護者参加の行事等が中止になっているが、例年、保護者とともに協力して行事を行い、子どもの様子を見てもらっている。保護者で構成している会に子どもの様子を伝えたり、意見交換を行ない連携をしている。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	日々の子どもの様子等を報告・共有・検討を行い、育成支援の内容の充実、改善に努めている。お便りや保護者会等で、子どもの様子や育成支援のあたって必要な事項を定期的に伝えている。
		(2) 運営に関わる業務	○ 運営に関わる業務を実施している。	○	運営に関する業務(保育日誌・おやつ発注・月案及び週案作成・施設の安全管理・衛生管理・整理整頓・会計事務等)を、職員間で役割分担をして行っている。
13	学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	例年、学年毎の学級担任との懇談を行ったり、授業参観や行事(運動会等)に参加し、連携を図っているが、今年度は新型コロナウイルス対応で、懇談は行っていない。必要に応じて、情報共有を行っている。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	小学校に挨拶に行った際に、連携するにあたり個人情報の取り扱いについて取り決めを行なっている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	様々な保育所・幼稚園から来ているので連携が取れているところと取れていないところがある。連携が取れるように模索していく。
15	地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	例年は、関係機関が主催する会議・行事に参加し、連携を図っているが、今年度は協力して行っていた地域行事等がすべて中止となった。主任児童委員の方とは、子どもの情報共有をして、連携を図っている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館に隣接している施設であるので日々児童館を利用している。常に情報を共有し、連携を取りながら、様々な対応を行っている。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
17 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	子育て支援課の方針に従って、手洗いうがいの習慣を身につけるよう働きかけ、徹底を図っている。特に今年度は、手指消毒、室内の消毒作業も徹底して行っている。
	(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	危機管理マニュアル等を作成し、マニュアルに沿った訓練・研修を行っている。アレルギー事故防止に努め、応急対応を学んでいる。
	(3) 防災及び防犯対策	○ 防災及び防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	児童館の避難訓練年間計画に基づいて、月1回の防災・防犯訓練の実施している。また見守りメール及び災害伝言ダイヤルの配信訓練を行っている。
	(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	安全マップ、地域安全マップ作成時の道路確認などの協力を行なっている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
18 施設及び設備	(1) 施設	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	子ども一人につき1.65㎡以上の専用スペースが確保されている。また、子どもの遊びを豊かにするために、近隣の公園や小学校の校庭を有効的に活用している。
	(2) 設備、備品等	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	子ども一人ひとりにランドセル等の所持品を入れるロッカーが設置されている。遊具や図書を備え、子どもたちの遊びが豊かになるようにしている。
19 職員体制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区の配置基準に基づいて職員配置を行っている。
	(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位ごとに集団で班づくりをし、おやつや当番活動を行っている。
	(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
	(4) 勤務時間	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○ 適切な子ども数等の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○ 利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2) 運営上の留意事項	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	安全衛生委員会を設置し、職員も参加している。年2回の職場環境測定、年間を通して職場環境チェックリストに沿った点検、改善を実施している。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
	(2) 情報公開	○ 放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。